

第1393回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成30年5月10日 木曜日

開会 10時00分 閉会 12時00分

2 場 所 教育委員室

3 出席者	教 育 長	在田 正秀
	委 員	星川 茂一
	委 員	奥野 史子
	委 員	鈴木 晶子
	委 員	高乗 秀明
	委 員	笹岡 隆甫

4 欠席者 なし

5 傍聴者 5人

6 議事の概要

(1) 開会

10時00分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会議録の承認

第1392回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案4件

イ 議決事項

議第3号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 有澤 教職員人事課長)

本件は、スポーツ庁が3月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、部活動の指導業務に係る教員特殊業務手当について、当該指

導業務に従事した時間数に応じて支給する等、支給要件を緩和するための改正を行うものである。

教員特殊業務手当は、特殊勤務手当の一種であり、管理職を除く教諭や常勤講師等が該当業務に一定時間以上従事した者に支給されるものである。大きく分けて4種類あり、非常災害時の緊急業務、修学旅行等指導業務、対外運動競技等引率指導業務、そして部活動指導業務に分かれている。今回改正を行うのは、4つ目の部活動指導業務についてである。

今回の規則改正の内容は、支給額が「3,600 円」となっているものを、「3,600 円以内で当該業務に従事した時間数に応じて別に定める額」と変更するもの。なお、従事時間等については、別途要綱で定めることになる。

現行制度では、土日祝日に、その日において4時間程度、運用上では3時間半以上、部活動の指導業務に従事した場合に、3,600 円の手当が支給されている。

国が「1日の活動時間は、学校の休業日は長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。」と活動時間の上限を示したことを受け、手当の支給対象となる時間的要件についても、ガイドラインに沿った「3時間」に基準を緩和し、3時間で3,600 円の手当を支給していきたいと考えている。

また、今回の基準緩和にあわせて、教員の負担軽減、働き方改革の観点から、短い従事時間であっても、段階的に一定の額を支給できるよう、2時間で2,400 円、1時間で1,200 円の区分を新設する。

これにより、これまで指導時間が短時間であったため、休日出勤しているにもかかわらず支給対象外となっていた教員の負担に少しでも報いたい。また、活動時間が短くなくても、一定の手当が保障されることで、教員が、ガイドラインの趣旨を踏まえて短時間で効果的な活動を目指すことを後押ししていきたいと考えている。

必要経費については、昨年度まで、多くの部活動で支給対象の土日祝日に3時間半以上の活動を行っていたものを、新たなガイドラインでは、土日のうち1日は休養日にするよう求めていることを考慮すると、既定の予算内で対応できるものと考えている。

実施時期については、議決をいただければ、各校への周知なども鑑み、6月1日からの実施としたい。

(委員からの主な意見)

【奥野委員】 「3時間程度」となっているが、運用上2時間半以上として取り扱うのか。

【事務局】 新たな制度では、幅は持たせず、3時間以上で3,600 円、2時間以上で2,400 円、1時間以上で1,200 円を支給することとしたい。

【笹岡委員】 文化部も同じ制度運用となるのか。

【事務局】 同じになる。文化部においても、短時間の活動をしている部活動もあると思われるので、それをカバーできるような制度になると考えている。

【在田教育長】 29年度の実績はまだ出ていないと思うが、どれぐらいの規模か。

【事務局】 部活動に係る手当の実績規模としてはだいたい3億3千万円程度。また延べ回数としては、中学校で7万回で、全校種あわせて8万回規模である。

【高乗委員】 学校における手当支給のプロセスは自己申告制か。管理職の了解のもと適切に運用されているのか。

【事務局】 休日の出勤となるので管理職に事前に承認を得たうえで活動を行っている。手当の支給についても各教員の実績を集約し、学校長まで決裁を取り、翌月の給与支給に反映させているので、管理職のチェックを経たうえで適切に支給されている。

【在田教育長】 金銭的には十分な手当とはいえないが、これまで支給対象外となっていた部活動指導にも支給できるようになる。頑張っている先生方に少しでも報いることができるよう、周知徹底を図ってほしい。

(議決)

教育長が、議第3号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第4号 教科書採択に関わる基本方針及び選定の観点について（小・中・義務教育学校育成学級、高等学校、総合支援学校）

(事務局説明 辰巳 学校指導課担当課長)

平成31年度の小・中・義務教育学校育成学級、高等学校及び総合支援学校の使用教科書の採択に関わる「基本方針」及び「選定の観点」について、説明させていただく。

「教科書採択に関わる基本方針」についてである。

昨年度から大きな変更はないが、小学校では32年度、中学校では33年度から全面实施される新学習指導要領の移行措置が30年度から開始されるため、移行措置編成要領を定めており、その記述を基本方針にも反映している。

「1 学習指導要領の趣旨に則し、各教科の目標の達成に適したものであること。」「2 京都市の学校教育の基本方針、教育課程の内容、構成、授業時数、編成・実施上の配慮事項等を示した『京都市立学校教育課程編成要領』に則したものであること。」「3 京都市が目指す子ども像である『伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子ども』の育成に資するものであること。」「4 一人一人の子どもの学力向上に向け、基礎的・基本的な知識・技能の習得とその活用を目指した学習活動の充実に寄与するものであること。」「5 基本的人権の尊重の視点に立ち、人権文化の担い手を育成するとともに、子どもの道徳性を養うものであること。」を採択にかかる「基本方針」とすること

を考えている。

次に、教科書採択に関わる「選定の観点」である。

教科書採択に関わる「選定の観点」については、基本方針から各教科の教科書選定につなげるものとして、特に重視すべき7つの項目を設定し、教科書を選ぶための視点を明確にして共通性を図ったものである。

「①基礎的・基本的な知識・技能」、「②思考力・判断力・表現力等」、「③学習意欲」、「④言語活動の充実」、「⑤問題解決的な学習・探究能力の充実など、生涯にわたって学び続ける力」、「⑥各教科独自の観点・他教科等との関連」、「⑦基本的人権の尊重・道徳性の育成」の7項目を設定している。

議案としてお諮りする「基本方針」及び「選定の観点」の説明は以上である。内容に大きな変更はない。

続いて、教科書採択に関わる事務の概要について説明させていただく。

「1 教科書採択事務の概要」である。

小・中学校では、通常4年に1回、全市共通の1種類の教科書を採択するところ、育成学級、高等学校及び総合支援学校では、毎年、各教科で複数の教科書を採択し、その中から各校種の管理運営規則に従い、各校で使用する教科書を学校長が定めている。

続いて、「2 教科書選定委員会について」である。

教科書選定委員会では、本日、審議いただく「基本方針」及び「選定の観点」に基づき、具体的な調査研究を、教科書選定委員会内に設置する調査研究部会で行う。調査研究部会での検討結果を踏まえて、教科書選定委員会で使用教科書を選定し、教育長に答申する。

教科書選定委員会の位置づけは小・中学校等と同じであるが、高等学校の「教科書選定委員会」は、昨年度同様に外部委員を含め40名程度の構成を検討中である。また、調査研究部会は各教科2名、計30名程度の構成を検討している。育成学級及び総合支援学校の「教科書選定委員会」についても、外部委員を含め20名程度の構成で検討中である。

なお、教科書選定委員会の運営に係る必要事項を定めた京都市教科書選定委員会規則を参考資料の1ページから2ページに添付している。

「3 教科書検定の結果について」である。

平成29年度においては、平成30年度から使用される高等学校教科書の検定が実施されており、共通教科53点・専門教科7点の合わせて60点が受理され、全てが合格となっている。28年度は259点、27年度は213点の検定が実施されており、これは、28年度は主に中学年教科書、27年度は主に低学年用教科書の検定が行われたものである。29年度は主に高学年用教科書検定が行われたため、小規模な改訂となっている。

「4 教科書展示会について」である。

表にある「京都市総合教育センター」、「右京中央図書館」及び3ページに記載してい

る京都府所管の「京都教科書センター」の3カ所において実施するが、これらはいずれも法令によって設置している、京都市内における「教科書センター」である。

京都市の施設における展示期間については、開かれた教科書採択の一環として、法定展示期間である、法律で定められている14日間の開催期間を拡大して、約1ヶ月にわたり実施し、充実を図る。

最後に、「5 教科書採択の今後の予定」であるが、本日、議決をいただいたら、教育長の諮問により、5月中に教科書選定委員会を立ち上げ、調査研究部会等で十分な審議を経たうえで教科書採択についての答申を教育長に行う。その後、7月下旬の教育委員会にて教科書選定委員会の答申を勘案し、使用教科書を採択いただきたいと考えている。

(委員からの主な意見)

【鈴木委員】 教科書展示会について、展示期間を拡大して実施されるのは良いことである。その間に市民から出た意見は聞かせてもらえるのか。

【事務局】 例年、展示期間後の集計ができ次第、資料をお配りさせていただくとともに、教育委員会においても報告している。

【在田教育長】 小・中学校の教科書に関しては、教科書展示会で集まった市民からの意見について中間報告を行う。その際に併せて報告させていただく。

(議決)

教育長が、議第4号 教科書採択に関わる基本方針及び選定の観点について(小・中・義務教育学校育成学級、高等学校、総合支援学校)、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第5号 教科書採択に関わる基本方針について(小学校・義務教育学校(前期課程))

議第6号 教科書採択に関わる基本方針及び選定の観点について(中学校・義務教育学校(後期課程)「特別の教科 道徳」)

(事務局説明 関 学校指導課担当課長)

本日は、議第5号、小学校及び義務教育学校(前期課程)各教科における平成31年度に使用する教科書の採択に関わる「基本方針」、また、議第6号、中学校及び義務教育学校(後期課程)「特別の教科 道徳」における平成31年度から平成32年度までの使用教科書の採択に関わる「基本方針」及び「選定の観点」について、一括して御審議いただきたい。

まず、議第5号「小学校及び義務教育学校(前期課程)使用教科書採択に関わる基本方針(案)」を読み上げる。

平成31年度の小学校及び義務教育学校(前期課程)使用教科書の採択に関わる基本

方針について、以下の基準に最も適したものを、教科書選定委員会の答申を勘案し、採択するものとする。また、その際、各教科等における平成27年度からの使用実績及び評価を踏まえるものとする。なお、採択にあたっては、「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（平成28年4月13日付け教指学第1201号）及び関連通知に基づき、適正に行うものとする。

1 学習指導要領の趣旨に則し、各教科の目標の達成に適したものであること。

2 京都市の学校教育の基本方針、教育課程の内容、構成、授業時数、編成・実施上の配慮事項等を示した「京都市立小学校教育課程編成要領」に則したものであること。

3 京都市が目指す子ども像である「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子ども」の育成に資するものであること。

4 一人一人の子どもの学力向上に向け、基礎的・基本的な知識・技能の習得とその活用を目指した学習活動の充実に寄与するものであること。

5 基本的人権の尊重の視点に立ち、人権文化の担い手を育成するとともに、子どもの道徳性を養うものであること。

基本的に、前回平成27年度の中学校教科書採択時の「基本方針」から、内容としては大きく変更していないが、冒頭部分に「平成27年度からの使用実績及び評価を踏まえるものとする」との文言を追記している。

これは、後ほど議案説明資料に基づき、詳細を説明させていただくが、本年度の小学校教科書採択においては、使用が1年間のみであり、新たな図書の申請がなかったため、前回平成25年度検定に合格した教科書の中から採択を行うこととなる。教科書の内容が変わっていないことなどから、こうした文言を追記しているものである。

項目については、学習指導要領や本市の教育課程編成要領に則したものであること、本市「学校教育の重点」の目指す子ども像を踏まえた内容であること、「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「その活用を目指した学習活動」など学力面の視点、また基本的人権の尊重の視点からの記述となっている。

次に、議第6号「中学校及び義務教育学校（後期課程）「特別の教科 道徳」使用教科書採択に関わる基本方針（案）」を読み上げる。

平成31年度から平成32年度までの中学校及び義務教育学校（後期課程）「特別の教科 道徳」使用教科書の採択に関わる基本方針について、以下の基準に最も適したものを、教科書選定委員会の答申を勘案し、採択するものとする。なお、採択にあたっては、「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（平成28年4月13日付け教指学第1201号）及び関連通知に基づき、適正に行うものとする。

1 学習指導要領の趣旨に則し、「特別の教科 道徳」の目標の達成に適したものであること。

2 京都市の学校教育の基本方針、教育課程の内容、構成、授業時数、編成・実施上の配慮事項等を示した「京都市立中学校教育課程移行措置要領 道徳」に則したもので

あること。

3 京都市が目指す子ども像である「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子ども」の育成に資するものであること。

4 一人一人の子どもの道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成に向け、学習活動の充実に寄与するものであること。

5 基本的人権の尊重の視点に立ち、人権文化の担い手を育成するとともに、子どもの道徳性を養うものであること。

こちらも基本的に、昨年度の小学校「特別の教科 道徳」教科書採択時の「基本方針」から大きく変更していないが、各教科と異なる箇所としては大きく2点ある。

1点目は項目2である。「特別の教科 道徳」は、平成26年度に学習指導要領等が一部改正され、中学校では平成31年度から導入されるが、本市では、平成28年度から先行実施している。先行実施に伴い「教育課程編成要領」の移行措置版を平成27年度中に作成済みのため、今回の教科書採択はそれに基づくこととしている。

2点目は項目4である。各教科では「基礎的・基本的な知識・技能の習得」など学力面からの記述となっているが、「特別の教科 道徳」では、学習指導要領における道徳科の目標を踏まえた文言に修正しているものである。

次に、中学校「特別の教科道徳」教科書採択にかかる「選定の観点」について説明させていただく。選定の観点については、基本方針に基づき、各社教科書を調査研究する具体的な観点となるもので、基本方針と一体のものとしてお諮りするものである。内容を簡潔にご説明申し上げる。関連資料の1ページをご覧ください。

項目1は、学習指導要領の道徳科の目標を達成するために適切な工夫や配慮がなされているかという視点である。道徳科の目標として、「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、(中略)道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」とされており、こうした育成すべき資質・能力を育むため、適切な学習活動や、生徒が自らの道徳的成長を実感するための工夫などを総合的に見る観点としている。

項目2は、「考え、議論する道徳」を展開するため、内容や構成の適切さに加え、指導方法の工夫、生徒が主体的・対話的に学習に取り組むことができる工夫がなされているかということを見る観点である。道徳科の授業では、自分ならどのように行動するかを考え、自分とは異なる意見と向き合い議論するなど、道徳的価値について多面的・多角的に学べるよう指導方法を工夫することが大切であり、道徳の教科化にあたって特に重視された、そうした内容を見る重要な観点となる。

項目3は、22の内容項目が網羅的に取り扱われているか、また教材の系統性・発展性などの適切さを見る観点である。また道徳教育は道徳科を「要」に教育活動全体を通じて行うものであることから、各教科や様々な教育課題等との関連が図られているか、また小学校との接続、家庭・地域との連携を見る観点として設定しているものである。

項目4は、教材についてバランスや見やすさなど必要な工夫がなされているか、また物事を多面的・多角的に考え、特定の見方や考え方に偏らないよう、教材が工夫されて

いるかを見る観点として設定しているものである。

項目5は、学習指導要領において取り上げられている現代的な課題を題材として取り扱っているか、また生徒に響くような教材の工夫がなされているかを見る観点として設定しているものである。

項目6は、基本的人権の尊重、また道徳的諸価値についての理解を深めるための工夫を見る観点として設定しているものである。

項目7は、教科書の体裁など使用上の便宜や、ユニバーサルデザイン、環境配慮などを見る観点として設定しているものである。

また、実際の調査研究にあたっては、「基本方針」及び「選定の観点」に基づき、選定委員会において、より詳細で具体的な「選定の視点」を設定し、その「選定の視点」に基づき、教科書ごとの特徴や他社比較の中での優位性等について、わかりやすく提示する資料を作成する予定である。

以上、議案としてお諮りしている「基本方針」及び「選定の観点」を説明させていただいた。続いて、議案説明資料に沿って採択事務の概要について説明させていただく。

議案説明資料1ページである。各校で使用する教科書は文部科学省の検定を経た教科書の中から採択しており、中ほどの表にある「採択実施状況」にも記載のとおり、概ね小中学校では4年に1回、各教科1種類の教科書を採択し4年間同じ教科書を使用している。

なお、道徳科の教科書採択については、平成26年度の学習指導要領の一部改正に伴い行うため、通常の教科書採択とは時期が異なっている。

また、平成30年度以降は、現行の学習指導要領に基づく通常4年周期の教科書採択と、次期学習指導要領の実施に伴う教科書採択が、連続することとなっている。

続いて、議案説明資料2ページの「2教科書選定委員会について」である。教科書選定委員会では、教育委員会で議決いただく「基本方針」及び「選定の観点」に基づき、具体的な調査研究は教科書選定委員会内に設置する調査研究部会で行う。

調査研究部会での検討結果を踏まえて、必要な事項を調査審議のうえ、教科書選定委員会でそれぞれの教科書を比較検討した結果を、教育長に答申させていただく。

なお、教科書選定委員会は教育委員会の附属機関として、「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」のもと設置されており、その運営に係る必要事項は、京都市教科書選定委員会規則によって定められている。

別に配布の関連資料に、教科書採択の関連法、本市条例、規則等を添付しているので、ご確認いただきたい。

議案説明資料2ページの「3小学校及び義務教育学校（前期課程）の教科書採択について」である。本年度の小学校の教科書採択は、前回平成26年度採択から4年を経た、現行学習指導要領に基づく採択となる。また、通常教科書は4年間使用するところ、平成32年度から新学習指導要領が全面実施されるため、今回は平成31年度の1年間のみ使用する教科書の採択となる。

さらに、平成29年度検定において、各教科書発行者から新たな図書の申請がなかったため、基本的に前回平成25年度検定合格図書の中から採択を行うこととなっている。

教科書の内容が変わらないこと、1年間のみの使用であることなどを踏まえ、資料のとおり、文科省から「前回平成26年度の調査研究の内容（資料）等を活用」することとする通知が出されている。他都市においても、多くの都市が従来より規模を縮小して事務を進める状況である。京都府教育委員会においても選定審議会は設置するが、調査研究部会（調査員会議）は設置しないこととなっている。

議案説明資料3ページの上段である。こうした状況を踏まえ、本市においても、選定委員会は設置するが、調査研究部会は設置せずに、前回調査研究資料を活用することとしたと考えている。そのため、採択にかかる「基本方針」は定めるが、調査研究は前回調査研究資料を活用するため、「選定の観点」は定めないこととしたい。

具体的には、前回調査研究資料をもとに、4年間の使用実績や新学習指導要領の視点を加えて、各教科の指導主事及び教育研究会（現場教員）で成果や課題等を整理する。その資料をもとに選定委員会で協議いただき、31年度使用教科書の方向性について、議案を教育委員会に上程し、審議・採択を行っていただくよう考えている。

なお、教科書展示会は法定で定められたとおり実施し、寄せられた市民意見は選定委員会や教育委員会の協議の際の参考資料とする。

議案説明資料3ページの「4 中学校及び義務教育学校（後期課程）の教科書採択について」である。中学校「特別の教科道徳」使用教科書については、平成29年度検定において、申請のあった8社8点の教科用図書がすべて合格している。新たに中学校において教科書を用いた「特別の教科道徳」が始まることになるが、昨年度の小学校教科書採択と同様の事務・スケジュールで丁寧かつ適正に採択事務を進めていく。

議案説明資料3ページ下段の「5 中学校及び義務教育学校（後期課程）「特別の教科道徳」教科書検定の結果について」である。教科書検定に合格した8社8点について、各社の1学年分の平均ページ数は約215ページで、小学校の平均ページ数である185ページより多くなっている。また、学習指導要領において、中学校道徳科で取り扱う22の内容項目が定められているが、各社とも、そのすべてを網羅的に取り上げている。特徴的なものとして、8社すべてが、生徒が自らの学びや成長を振り返るための自己評価欄や振り返り欄を設けており、数値や記号等を用いた段階評価と自由記述欄を併用する教科書と、自由記述欄のみを採用する教科書で対応が分かれている。また、いじめやSNS、東日本大震災・熊本地震、東京オリンピック・パラリンピックなどの教材を多く取り上げているようだが、先人の伝記は小学校教科書に比べ、教材数が減少したようである。

次に、議案説明資料4ページの「6 教科書展示会について」である。「京都市総合教育センター」、「右京中央図書館」は法令で設置する「教科書センター」で、他の9会場は本市独自に開設するものである。幅広く市民の方にお越しいただくため、全体で11会場を設け市内全域で開催する。また、展示期間についても、法定の開催期間は6月15

日から14日間であるが、約1ヶ月に拡大して実施する予定としている。その他、各展示会場には、市民からの意見を頂戴する意見書箱を設置し、寄せられた意見は教育委員会での審議にあたっての参考資料とさせていただく。

次に、議案説明資料5ページの「7教科書採択の今後の予定」であるが、本日、基本方針等を議決いただけた場合、5月中に教科書選定委員会を立ち上げ、調査研究部会等での十分な審議を経た答申を勘案いただき、8月上旬の教育委員会にて使用教科書を採択いただきたいと考えている。

また、4月26日に事前勉強会を実施したように、今後とも、適宜、必要事項を教育委員会で報告し、審議いただくとともに、採択にかかる勉強会も開催させていただく予定としている。

最後に、関連資料に文部科学省の「教科書採択における公正確保の徹底等について」とする通知を添付している。申し上げるまでもないが、事務局として、教科書採択にあたっては、法令、文部科学省の通知等に従い、適切かつ公正な採択の確保を徹底していく。

(委員からの主な意見)

【星川委員】 中学校「特別の教科 道徳」の検定申請の結果、また取り扱う内容項目について、小学校と異なる点はいかがか。

【事務局】 検定申請については、小学校、中学校ともに8社の申請があったが、うち1社が異なる社であった。内容項目については、小学校においては高学年になるに従って段階的に項目が増えていくが、中学校についてはすべての学年で22項目である。

【星川委員】 道徳は系統的な指導が必要だと思うが、小中連携に関して、昨年の小学校採択時の資料を生かしつつ、各社の教科書を調査し検討を進めていくと思われるが、いかがか。

【事務局】 小中一貫を見据え、系統的な指導が重要と考える。昨年の小学校採択時に、選定委員として中学校籍の先生に参画いただいたのと同様に、今回についても、昨年参画いただいた小学校籍の先生に、選定委員会に入っていただく予定としている。

【鈴木委員】 道徳の教科化に伴い、評価については、教員の意識や保護者の関心も高いと思う。これまでの道徳教育の実践や積みあげをどう生かしていくのか。

【事務局】 道徳の授業では、道徳的価値について自分のこととして捉え、理解を深めていくことが大切であり、その学習過程を指導者がしっかりと見取り、認め励ます個人内評価を行う。生徒自身の振り返りや自己評価も参考としながら評価していくことになるが、何より教師による見取りが大切になる。これまでの学校現場の実践の蓄積を生かしてまいりたい。

【笹岡委員】 小学校の教科書採択に関して、4年間の学校現場の実績を踏まえるとして

いるが、どのように反映していくのか。

【事務局】 各教科の指導主事による視点と、教育研究会の教員による視点を取り入れ、これまでの授業における実感や工夫などを共通の様式にまとめる。前回採択時の調査研究資料を基に、これまで使用してきた教科書の強みや弱みがどうであったか、どのような工夫をしたらよりよく指導できたかなどを丁寧に精査しながら進めていきたい。

【笹岡委員】 4年間の実績を踏まえて、改善すべき点は、次年度以降の採択でも生かしていただきたい。

【高乗委員】 道徳科の役割や位置付けは他教科とは異なるものである。道徳科については、これまでから独自教材の開発や指導方法の工夫などの積みあげがあり、教科書との融合を図ることが大切である。これまでの道徳教育の積みあげや実績を踏まえ、独自教材や地域教材の効果的な活用など、主たる教材としての教科書とうまく連動した授業、指導計画のあり方を研究・推進していただきたい。

【事務局】 これまで開発してきた独自教材や多様な指導方法など、蓄積を生かしながら、現代的な課題も取り入れつつ、道徳科の授業が一層充実されるよう取り組んでまいりたい。

【奥野委員】 小学校では本年度から道徳科が始まっており、その成果や課題等について中学校との情報共有を大切にしてもらいたい。道徳科は各教科とつながりやすいものであり、中1ギャップの解決にも役立つこともある。小中連携の視点も大切にしたい選定作業をお願いする。

(議決)

教育長が、議第5号 教科書採択に関わる基本方針について(小学校・義務教育学校(前期課程))、また議第6号 教科書採択に関わる基本方針及び選定の観点について(中学校・義務教育学校(後期課程)「特別の教科 道徳」)、各委員「異議なし」を確認、議決。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

4月29日 第60回京都市中学校春季総合体育大会開会式

5月2日 京菓子處 鼓月からの市立幼稚園への柏餅寄贈

5月9日 教育福祉委員会

5月9日 全国学力・学習状況調査 中学校の英語予備調査

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

12時00分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長